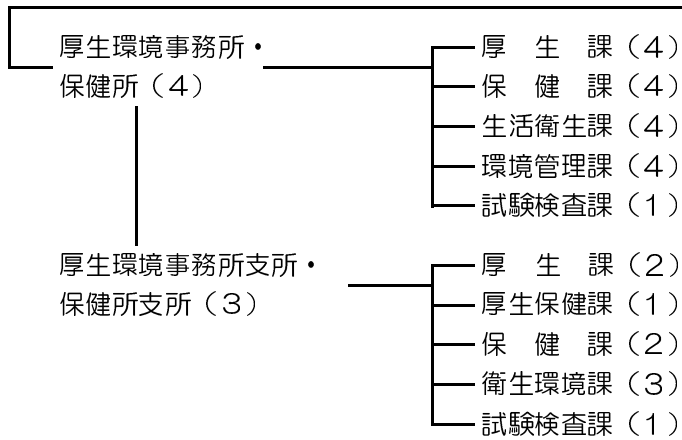
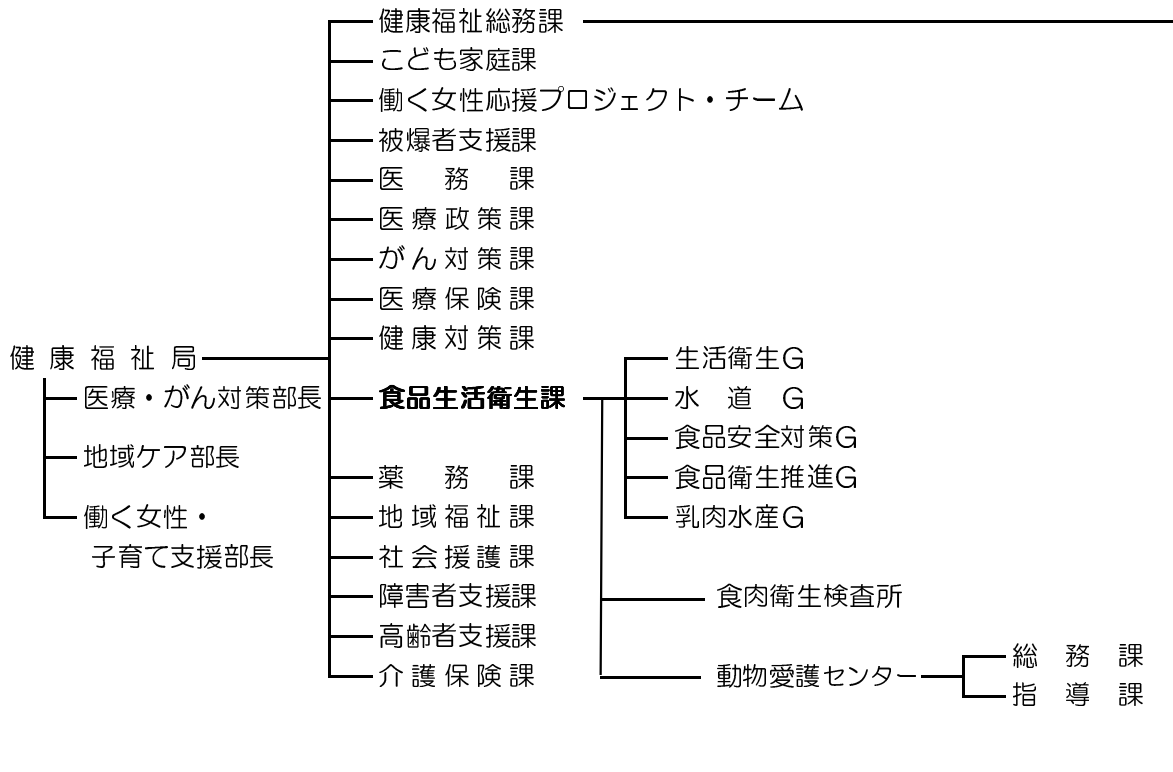


I 行政組織

(平成26年4月1日現在)

広島県庁 〒730-8511 広島市中区基町10番52号
 電話(082)228-2111(代表)



II 食品生活衛生課現員

(平成26年4月1日現在)

区分	事務吏員	技術吏員	その他	計
現員	4	19	2	25

Ⅲ 関係地方機関一覧

(平成26年4月1日現在)

機 関 名	所 在 地	電話番号
西部厚生環境事務所 西部保健所	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目2-68	(0829) 32-1181
┌───┐ 広 島 支 所 └───┘	〒730-0011 広島市中区基町10-52	(082) 228-2111
┌───┐ 呉 支 所 └───┘	〒737-0811 呉市西中央一丁目3-25	(0823) 22-5400
西部東厚生環境事務所 西部東保健所	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10	(082) 422-6911
東部厚生環境事務所 東部保健所	〒722-0002 尾道市古浜町26-12	(0848) 25-2011
┌───┐ 福 山 支 所 └───┘	〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1	(084) 921-1311
北部厚生環境事務所 北部保健所	〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1	(0824) 63-5181
食肉衛生検査所	〒728-0025 三次市粟屋町1911-1	(0824) 63-1305
動物愛護センター	〒729-0413 三原市本郷町南方8915-2	(0848) 86-6511

IV 平成26年度主要事業

1 生活衛生対策事業

〔予算額 30,263千円〕

(目 的)

生活衛生関係施設の監視指導を行い、衛生水準の向上を図るとともに、これら事業者の自主的活動を助長して経営の近代化、合理化を促進し衛生的環境の確保に努める。

(事業内容)

(1) クリーニング師試験の実施、免許交付

クリーニング師の資格試験を行うとともに、試験合格者に対し免許証を交付した。

(2) 生活衛生関係営業施設等の監視指導

県民の日常生活に密接な関係のある理・美容、クリーニング、公衆浴場、旅館、興行場の生活衛生営業施設及び特定建築物等に対して監視指導を行い、衛生水準の向上に努めた。

特に、入浴施設に起因するレジオネラ症の発生防止のため、浴場業及び旅館業について重点的に立入検査・指導を行った。

(3) 公衆浴場の確保対策

住民の保健衛生上欠くことのできない公衆浴場について、設備改善補助金などの助成により、経営の安定と公衆浴場の確保に努めた。

(4) 生活衛生関係営業の育成指導

ア 生活衛生関係営業の衛生水準の向上を図り、経営の健全化を推進するとともに、消費者等の利益を擁護するため、(公財)広島県生活衛生営業指導センター(以下「指導センター」という。)が実施する相談事業、税務相談等事業、経営相談会の開催等の事業に対し助成した。

イ 飲食業、理・美容業等生活衛生関係営業の振興を図り、活性化に資する目的で指導センターや生活衛生同業組合が実施する講習会、研修会の開催等の事業に対し助成した。

(5) ㈱日本政策金融公庫融資推薦

生活衛生営業関係者が㈱日本政策金融公庫の設備改善資金融資の申込みをする際に必要な知事の推薦書の交付事務を指導センターに委託し、円滑な交付を図った。

2 水道整備対策事業

〔予算額 3,108千円〕

(目 的)

水道普及率の向上及び水道水の安全かつ安定した供給を図ることにより、健康で快適な生活環境を確保し、公衆衛生の向上に資する。

(事業内容)

(1) 水道事業の認可等

水道事業の変更認可及び廃止許可並びに各種届出の受理を行った。

(2) 水道施設管理指導

ア 水道施設維持管理指導

水道施設の適正な維持管理を確保するため、水道施設の立入検査や衛生対策指導等を行った。

(ア) 水道施設の適正管理指導

水道水の安全性と安定的な給水の確保を図るため、水道施設に対する立入検査を実施し、施設の維持管理の適正化及び水道法の遵守について指導した。

(イ) 簡易専用水道の適正管理指導

適正な維持管理を確保するため、簡易専用水道に対する立入検査及び定期検査の受検指導を実施した。

(ウ) 飲用井戸等の衛生対策指導

飲用に供する井戸及び水道法の規制対象とならない水道施設の衛生確保を図るため、市町と協力して、啓発・指導を実施した。

イ 水道水質管理指導

水道水質基準の確保等を図るため、広島県水道水質管理計画（平成16年2月改定）に基づく水質の監視や化学物質情報提供体制の整備などを行い、円滑な水質管理を指導した。

(3) 水道施設整備指導

ア 水道整備計画調査指導

水道普及の促進を図るため、水道整備計画等に係る市町への指導を行った。

(ア) 水道整備基本構想及び広域的水道整備計画調査指導

県営水道用水供給事業から浄水を受水している市町が行う水道事業等に対し、水道を整備するための基本計画、施設形態等について必要な技術的指導を行った。

(イ) 水道普及促進指導

衛生的な飲用水の確保が必要な地域において、水道施設の整備を推進しようとする市町に対し、水道法上の手続きや国庫補助制度の活用等について指導した。

イ 水道施設整備事業指導監督

市町が実施する国庫補助対象施設整備事業の円滑・適切な執行を図るため、指導監督を行った。

(4) 水道事業の統合

簡易水道事業の統合に向けて、市町に対して指導・助言を行った。

(5) 災害時等における危機管理対応

県送水施設の事故による大規模断水を機に、危機管理対応の充実・強化を図った。

(ア) 市町の水道施設等の情報共有化

各市町の主要な水道施設を調査して、地図情報システム（GIS）に反映するとともに、災害時等の緊急時に備え情報の共有化を図った。

(イ) 市町等との連携強化

危機管理対応のための会議を開催し、各保健所を中心とした管内市町とのネットワークの構築を図った。

(6) 広島県水道整備基本構想（第2次）～広島県水道ビジョン～〈平成23年3月改定〉の推進

将来にわたり持続可能な水道を構築するため、広島県水道ビジョンにおいて年次目標を定めてその達成を図るとともに、広島県水道事業推進会議を活用して水道事業者が直面する諸課題について関係者が相互に意見交換し、課題解決に向けた取組を推進する。

3 食品衛生対策事業

〔予算額 174,899千円〕

(目 的)

食品の製造、加工技術等の高度化・複雑化と、食品流通の広域化に伴い、食品も多種多様にわたり、飲食に起因する食中毒の事件規模は大型化する傾向にあることから、監視指導及び検査体制の充実と事業者の自主管理体制の確立により食生活の安全の確保を図る。

(事業内容)

(1) 食品衛生対策

「平成26年度広島県食品衛生監視指導計画」に基づき、各種製造業、仕出し業、弁当業等特に食中毒等食品事故が発生した場合、大規模となるおそれの高い施設（重点監視対象施設）に対し、効果的、効率的に監視指導を実施した。また、製造工程で高度な衛生管理が必要な業種について、HACCPの概念に基づいた自主衛生管理体制の確立について重点的に指導を行い食品による事故の未然防止に努めた。

(2) 食品化学物質対策

食品添加物の使用基準違反等を排除するため、食品添加物を検査し、不良品の排除に努めた。

農作物の残留農薬検査について一斉分析により実施するとともに、農林水産局と連携して生産現場での農薬の適正使用について啓発した。

また、アレルギー物質を含む食品の検査及び遺伝子組換え食品の定性検査及び定量検査を実施するなど、検査体制の強化に努めた。

(3) 輸入食品対策

流通が年々増加しつつある輸入食品についても、国内産と同様に収去検査を行い、不良食品の排除に努めた。

(4) 食中毒対策

食中毒警報発令要領に基づき、6月1日から10月31日までの間、毎日の温度、湿度及び不快指数が食中毒の発生しやすい条件を示したとき、食中毒警報を発令して県民に注意を促した。また、食中毒が発生した場合、大規模食中毒となるおそれの高い、仕出し・弁当業、旅館、社会福祉施設及び学校給食施設等に対し、重点かつ集中的な監視を行った。

(5) 自主衛生管理体制の推進

食品関係業界の自主衛生管理体制の確立を図るため、(一社)広島県食品衛生協会及び関係団体の育成指導に努めた。

また、食品事業者による自主的な衛生管理を一層推進するために、「広島県食品自主衛生管理認証制度」の普及・支援に努め、平成26年度現在、認証対象業種は計21業種となっている。

(6) 食品の安全・安心確保対策の推進

県民が安心できる食生活を実現するため、「広島県食品の安全に関する基本方針」(平成15年3月策定)に基づき具体的な取組及び推進目標を取りまとめた第4期「食品の安全に関する推進プラン」(平成24年3月策定)により、生産者、事業者、消費者及び行政が一体となった総合的な食品の安全・安心確保対策の推進に努めた。

(7) 製菓衛生師試験の実施、免許交付

製菓衛生師の資格試験を行うとともに、試験合格者に対し免許証を交付した。

(8) カネミ油症患者対策

昭和43年10月に西日本一帯に発生したカネミ米ぬか油による食中毒事件の被害者の検診を県立広島病院に委託して実施するとともに、油症発生当時のカネミ油症患者(認定患者)の同居家族認定を行った。

また、平成25年度から、認定患者への支援としてカネミ油症患者の健康実態調査が毎年実施されることとなり、平成26年度は本県生存者111名から調査票を回収するとともに、調査支援金(19万円/人)の支払いを行った。

(9) 森永ひ素ミルク中毒被害者対策

(公財)ひかり協会が実施する事業に対し、行政上必要な指導及び助言を行った。

4 乳肉衛生対策事業

[予算額 30,301千円]

(目的)

乳、乳製品並びに食肉とその加工品の衛生及び安全性の確保を図り、それらの食品に起因する食品衛生上の危害を防止する。

と畜・食鳥検査の厳正を期し、動物由来感染症対策や、枝肉の衛生検査及び施設の監視等を実施し、食肉・食鳥肉の衛生及び安全性の確保を図る。

(事業内容)

(1) 乳肉食品の残留農薬等の調査

食肉、鶏卵及び牛乳中のPCB、農薬及び抗菌性物質等の残留実態調査を実施し、これらの食品による危害の防止及び安全性の確保を図った。

(2) 乳肉食品の規格基準検査

食品、添加物の規格基準及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の規格基準に基づき、製造所及び販売所を対象に収去検査を行い、違反食品の排除に努めるとともに、製造者等に対し、監視を行った。

(3) と畜検査員，食鳥検査員研修

家畜の飼育形態の変化等により多様化した疾病に適切に対応するため，国等が実施する研修会・講習会等に参加し，検査技術及び専門知識の向上を図った。

(4) と畜検査

と畜場で処理される全ての獣畜についてと畜検査を実施するとともに，検査室において枝肉等の細菌検査，抗菌性物質等の残留検査，血液及び病理検査を実施した。

(5) BSEスクリーニング検査

平成13年9月，国内で牛海綿状脳症（BSE）に罹患した牛が確認されたことから，同年10月18日からBSE全頭検査が実施されることとなった。

平成17年8月からは，厚生労働省関係牛海綿状脳症特別措置法施行規則の改正により，検査の対象月齢が21月齢以上となったが，県民の食肉への安心確保のため，「BSE対策特別措置法第7条第1項の規定に基づき厚生労働省令で定められた月齢に満たない牛のBSE検査実施要綱」を制定し，引き続き，全頭検査を実施してきた。

その後，厚生労働省は，これまでの対策内容や国際的な状況を踏まえ，BSE対策全般の見直しを行い，厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則を改正し，平成25年4月1日から検査対象を30月齢以上，同年7月1日からは検査対象を48月齢以上とした。

このため，本県では，平成25年4月1日から検査対象が30月齢以上と見直された以降も全頭検査を継続してきたが，同年7月1日からは48月齢以上の牛に対し，検査を実施している。

(6) 食鳥検査

大規模食鳥処理場で処理される全ての食鳥について，食鳥検査員による検査を実施した。

また，食鳥処理をする業者に対し監視指導を実施した。

5 水産食品衛生対策事業

〔予算額 8,814千円〕

(目的)

水産食品による食中毒等の健康危害の防止のため，監視指導及び収去検査の強化を図るとともに，魚介類の重金属，有機塩素系物質の検査並びに魚類の薬剤残留検査を実施し，水産食品の衛生的安全性の確立に努める。

また，本県特産のかきは，全国的に出荷されていることから，かきの衛生的品質の向上には特に力を入れることとし，養殖海域の衛生状況調査とかきの清浄化対策に努める。

(事業内容)

(1) 水産衛生監視指導・有害物質検査

水産食品の製造，販売業者に対する監視指導及び収去検査を強化し，違反食品の排除に努めるとともに，魚介類の重金属，有機塩素系物質の検査を行い，その実態を継続調査した。また，魚介類に残留する抗菌性物質，TBT（トリブチルスズ）化合物及びTPT（トリフェニルスズ）化合物について検査を行った。

(2) かき衛生対策

- ア かき作業場等の監視指導を実施するとともに、かきの成分規格検査を行い、改善指導の徹底を図った。
- イ かき養殖海域の海水検査及び重金属検査を実施し、海域の衛生状態を把握することにより、かきの衛生的品質向上を図った。
- ウ 海上でのかき採取等取扱いに対する衛生指導並びに養殖海域からかき作業場に至る間の監視指導を行った。
- エ 「貝毒対策実施要領」に基づき貝毒検査を実施した。

6 動物愛護対策事業

[予算額 118,265千円]

(目的)

動物の愛護及び管理に関する法律と狂犬病予防法を一体的に運用するために設置した動物愛護センターにおいて、動物愛護の普及啓発、動物による人身等への危害防止、危険な動物（特定動物）の飼育規制等を行い、住みよい生活環境づくりを図る。また、市町が実施する犬の登録及び予防注射に対し、指導・助言を行い、狂犬病の発生予防を図る。

(事業内容)

(1) 動物保護

動物愛護センターに動物保護指導班を配置し、市町、住民等からの情報に基づいて計画的に保護業務を実施するとともに、飼い犬等の適正な飼養管理の徹底に努めた。また、負傷疾病犬等の収容措置は、(社)広島県獣医畜産会館へ委託し、実施した。

(2) 犬及び猫の引き取り

各市町(広島市、呉市及び福山市を除く。)からの要望に基づいて県内24か所の定点を、委託業者が県内3か所の基地から毎月1回から2回定時に巡回し、引き取りを行った。

(3) 動物愛護精神の普及啓発

動物愛護センターでは、主として次の事業を実施した。

- ア センターにおいて、毎月第3日曜日(ただし9月は除く。)を開館日として、来訪者を対象に、映画、展示パネル等による動物愛護精神の普及活動を行った。
- イ センターにおいて、毎週水曜日に犬の譲渡希望者を対象とした「犬の飼育講習会」を開催した。また、相談のあった飼主に対し、犬のしつけ方を助言するなど、適正飼育指導を実施した。
- ウ 保育所・幼稚園、小学校等において、「動物愛護教室」を開催し、動物映画の上映や動物とのふれあいの場の提供を行った。
- エ 動物愛護週間(9月20日～26日)事業として、三原市円一公園及び広島県東部建設事務所三原支所(三原市円一町)において、「どうぶつ愛護のつどい」を開催した。

(4) 特定動物の飼育規制

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、くま・さる等の特定動物（危険動物）の飼育許可を行うとともに、人身等への危害防止に努めた。

(5) 動物取扱業の登録・指導

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物取扱業の登録を行い、適正な動物の取扱いについて指導を行った。

(6) 狂犬病予防

市町が実施する犬の登録（生涯1回）及び狂犬病予防注射（年1回）の推進を図った。